

静岡文化芸術大学受託事業取扱規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）における受託事業の取扱いについて定めるものとする。
- 2 受託事業は、本学の設置趣旨に沿うものであり、かつ、当該事業の実施が本学の運営に支障がないと認められる場合に限り行うことができる。

(定義)

- 第2条 この規程において受託事業とは、本学が国、地方公共団体、民間企業、その他学外からの委託を受けて行う事業で、これに要する経費（以下「事業経費」という。）を本学に事業を委託する者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

(受託の決定)

- 第3条 本学に事業を委託しようとする者は、事業計画書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は前項の計画書を受理したときは、役員会の審議を経て、受託事業実施の可否を決定する。

(契約)

- 第4条 理事長は事業の受託を決定したときは、委託者との間に受託事業契約を締結するものとする。

(事業経費の経理)

- 第5条 事業経費は「公立大学法人静岡文化芸術大学会計規則」により執行するものとする。

(知的財産権の取扱)

- 第6条 受託事業の結果、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びに著作権等の知的財産権が生じた場合の取扱いについては、契約書の定めるところによる。

(報告)

- 第7条 受託事業責任者は受託事業が終了したときは、成果品を添えて理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、契約書に定めるところにより委託者に成果品等を提出しなければならない。

(事務)

第8条 受託事業に関する事務は地域連携室で行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。